

「オフ・バランスシート・ファイナンシングと 会計の基本的枠組みの変化」（1）

目 次

1. 問題の所在
2. 各国の問題状況
3. オフ・バランスシート・ファイナンシングの諸手法
(以下次号)
4. 英国におけるオフ・バランスシート・ファイナンシング論争
5. 結びにかえて

山 田 正 雄

1. 問題の所在

アメリカでは、1960年代半ばより株式資本市場が軟調化しはじめたことを契機として、主要企業において資本調達を負債金融に依存させる傾向が高まった。すなわち、資本コストに関して負債金融の優位性が特に強く意識されていたのである。（もちろん、負債金融へのシフトを促進したその他の要因としては、税務対策面での相対的優位性や多様な財務手法の利用可能性も挙げられるし、この時期に顕在化したインフレ体質の経済の影響も大ではあるが、）このように企業の資本調達において負債の占める比重が高まるにつれて、企業の財務担当者の間には、『オフ・バランスシート・ファイナンシング』が注目されるようになったのである。¹⁾

本稿では、アメリカを中心としたオフ・バランスシート・ファイナンシングという新しい財務手法の急速な増加傾向が、どのような問題状況を呈し、またその動因はいかなるものであるのか、さらにそれが企業会計にとってどのような意味をもつものであるのかという点について検討を行いたい。以上のような視点から、本稿では、まず第2章において、1970年代以降のアメリカを中心とした各国の問題状況を検討するとともに、第3章では、オフ・バランスシート・ファイナンシングの諸手法とその動因の検討を行う。ついで第4章では、それらが企業会計にとってどのようなインパクトを与えるか（会計の基本的枠組みの再構成につながる問題となるかどうか）に関して、イギリスにおけるオフ・バランスシート・ファイナンシング論争を考察の基礎として、財務の問題が会計の問題へ転化するプロセスをまた個別企業の会計政策が国家のレベル（公的会計政策）へ転化するプロセスを検討したい。

- 1) オフ・バランスシート・ファイナンシングとは、「企業の資本調達で生起する取引その他の事象のうち、それが企業経営にもたらす経済的效果に照らすかぎり、企業会計上では貸借対照表に「資産」あるいは「負債」として計上するように処理されるべきものについて、法規または法理に根拠をおく認識方法を採用することにより、それを貸借対照表の記載外に置くようにする財務手法であると」定義できる。

FASB; SFAS 47, par. 23.

2. 各国の問題状況

昭和60年8月13日、三光汽船は会社更正法の適用を申請し事实上倒産した。我が国最大の企業倒産となった三光汽船の場合に会計上とくに注目されたのは、貸借対照表に表れた負債を上回る巨額の簿外債務が存在していたことである。三光汽船の負債総額は関係会社への保証債務を含めて4,972億円であったが、その他に、貸借対照表に表れない簿外債務として5,000億円を超える長期用

船契約にもとづく用船料支払債務が存在し、実質的な負債総額は1兆円に達していたのである。¹⁾

長期用船契約は一種の未履行契約（executory contract）であるため会計上はいまだ取引としては認識されない。また、偶発債務であれば注記されなければならないが、用船契約は確定した債務であるため、まったくディスクロージャーの枠外に置かれていた。三光汽船の倒産は、こうした貸借対照表に表れない隠れた債務の存在を浮き彫りにした。

金融機関においても、貸借対照表に表れない取引、いわゆるオフ・バランスシート・ファイナンシングの急増が緊急の課題となっている。²⁾ 欧米主要国の銀行監督当局が自己資本比率を引き上げるよう規制を強めたことをきっかけとして、欧米の主要銀行は貸借対照表に乗る債権債務を圧縮し、自己資本比率規制の網にかられないオフ・バランスシート・ファイナンシングに力を入れ始めたのである。³⁾

このような問題に前後して、我が国では、企業会計審議会が昭和54年6月に「外貨建取引等会計処理規準」を、また日本公認会計士協会が昭和60年10月に「債権先物取引の会計処理」を、さらに監査第一委員会報告が昭和59年1月に第46号「外貨建短期金銭債権債務に関する当面の監査上の取扱について」、同年3月に第47号「外貨建長期金銭債権債務に係る為替予約に関する具体的会計処理」等を、会計制度委員会が昭和62年7月に研究報告第3号「通貨スワップの会計処理」を、昭和63年4月に報告書第4号「通貨オプション取引の企業側における会計処理と表示」を公表し、制度化への動きが始まっている。

また、アメリカにおいては、財務基準審議会（FASB）が概念的枠組プロジェクトにおいて資産・負債概念の定義や認識・測定基準についての検討を進める一方、オフ・バランスシート・ファイナンシングの個々の手法に対して個別的に対処してきた。

たとえば、財務会計基準書第5号「偶発事象の会計」、第13号「リース会計」、第47号「長期債務の開示」、第49号「プロダクト・ファイナンス協定の会計」、第52号「外貨換算」、第68号「研究開発協定」、第76号「債務の返還」、第77号「償還請求権付債権譲渡に関する譲渡人の報告」、第80号「先物契約の会計」、第87号「雇用者の年金会計」、第94号「すべての過半数所有子会社の連結」等である。⁴⁾

しかし、新たな金融手法が次々と開発されている状況の下では、このような個別的対応法では不十分であり、財務基準審議会（FASB）は、新プロジェクトを設け、本格的な検討を開始せざるを得なかった。すなわち、第一段階として、金融手法についての開示の改善を図り、次いで第二段階として、金融資産・負債の認識・測定の問題や負債と持分の双方の性質を持つ証券の問題に取り組むこととしている。

近年、アメリカにおいては金融機関ばかりではなく、一般事業会社でもさまざまな財務手法を用いて負債をオフ・バランス化する動きが活発になっている。こうした簿外の隠れたリスクの増大に

対処するために、財務基準審議会（FASB）は、すでに1986年5月に「財務手法とオフ・バランスシート・ファイナンシング」⁵⁾というプロジェクトを審議課題に加え、本格的な検討を進めてきたが、上述の新プロジェクトの成果の一端として、第一段階の開示の問題について、1987年11月30日に公開草案「金融手法の開示」を公表している。この公開草案は、金融手法を広く解釈し、貸借対照表に現在計上されている金融資産・負債と貸借対照表には計上されない義務、コミットメント、保証の双方を含むものとして、すべての金融手法についてその信用リスク・将来の現金収支・金利・および時価の4項目に関する情報の開示を要求している。⁶⁾

第二段階の認識・測定問題についても、財務基準審議会（FASB）は、すでに(1)金融資産は、償還請求権またはその他の継続的関与のある場合に売却されたと見做されるべきかどうか、金融負債は資産が決済のために充当される場合に決済されたと見做されるべきかどうか、および資産と負債の非計上や相殺の問題、(2)先物契約、金利スワップ、オプション、先渡契約、金融保証などとヘッジの対象となる資産・負債をいかに会計処理すべきか、(3)金融手法は、たとえば、時価法、原価法、低価法、でいかに測定されるべきか、(4)負債と持分の性質をもつ証券を如何に会計処理すべきかなど、相互関連的ないくつかの別個の問題として分離検討中である。⁷⁾

また、イギリスにおいては、企業の財務的現況と将来展望について重要な影響を持つ複雑な取引が、金融商品を中心に多発し、従来の会計基準や会計慣行では適切に対応できない事態が出現しつつあり、これに対して、会計基準委員会ASCがすでに「標準会計実務書」SAP第18号「偶発事象の会計」(August, 1980)、第20号「外貨換算」(April, 1983)、第21号「リース契約および割賦購入契約の会計」(August, 1984)等を公表している。

このような問題状況に対して、国際会計基準委員会IASCは、すでに1977年7月に国際会計基準ASC第10号「偶発事象および後発事象」を、1977年12月に、公開草案第21号「外国為替レート変動の影響の会計」を公表していたが、1987年4月に公開草案第29号「銀行業財務諸表における開示（案）」を発表し、銀行業務において多額のオフ・バランスシート・ファイナンシングが行われているために銀行は偶発事象の発生に伴うリスクに晒される機会が増大しているとし、(a)先物為替正味持高、(b)貸付金の遡及権付売却、(c)金利スワップ取引、(d)スタンダードバイ信用状、(e)両建貸付・借入取引の相殺、またはシンジケート契約等の例示をすることによって、国際的レベルでの対応の必要性をも示唆したのである。⁸⁾以上、各国の問題状況を概観の結果、オフ・バランスシート・ファイナンシングという企業の新しい財務戦略の出現は、一元的ではなく、様々な問題レベルではあるが、財務の課題が会計の課題へと転化するプロセスを示していると言うことが出来よう。

1) 『日本経済新聞』1985年8月14日参照。

2) この点については下記の文献を参照されたい。

松井 和夫 『セキュリタイゼーション』 東洋経済新報社1986年、

藤原新一郎 他訳「危険な危険なマネーゲーム」『エコノミスト』臨時増刊

1987年6月29日号。

3) 各国の自己資本比率規制については下記の文献を参照されたい。

蓮井 明博 「銀行の健全性と公的規制・監督」『金融研究』第5巻第2号。

また、その国際的な拡がりについては

田中 健二 「銀行の国際的自己資本比率規制と会計問題」『会計学研究』第33号
を参照されたい。

4) これらの問題を概観したものとして次のものがある。

Laibstain, Samuel, David E. Stout, and Larry P. Bailey, "Managing Off-BalanceSheet
Financing," Management Accounting, July 1988, pp. 32-39.

5) FASB, Status Report No. 176, June 26, 1986.

6) FASB, Proposals Statement of Financial Accounting Standards, Disclosures about
Financial Instruments, November 30, 1987.

7) FASB, Status Report, July 13, 1988 pp4-5.

8) A S C. "Accounting for Special Purpose Transaction" Exposure Draft 42,
March 1988.

3. オフ・バランスシート・ファイナンシングの諸手法

前章では、オフ・バランスシート・ファイナンシングという新しい財務手法が、アメリカ、イギリス、我が国等で会計の問題として転化するプロセスを検討してきたが、本章では、それらのさまざまな手法に関して、Dieter R. と Wyatt A. R. が整理したところを中心として概観し、それらの特徴を明らかするとともに、様々な問題レベルで会計問題へのインパクトとなっていることを検討したい。

(1) 金融子会社

周知のようにアメリカにおいては、公表される財務諸表は連結財務諸表として作成されるが、連結範囲に関する会計基準としては、アメリカ公認会計士協会（A I C P A）が公表した会計研究公報第51号「連結財務諸表（Accounting Research Bulletin No. 51 "Consolidated Financial Statements"）」がある。それは事業の性質が異なっても重要な会社をすべて連結することが原則であるとした上で、子会社が営む特定の活動が連結財務諸表によって適切に表現できる場合があることを示唆している。その一例として「銀行業または保険業を営む子会社について

は個別財務諸表が必要とされ、また親会社およびその他の子会社が製造業を営む場合における金融業に従事する子会社については個別財務諸表によることがむしろ望ましい」¹⁾ことを挙げている。しかしながら金融会社の連結についてはその後S F A S 13によって一部修正された。すなわちリース会社の事業は金融業と解されているが、S F A S 13は、持分法では連結財政状態に大きく影響を及ぼすリース子会社の「資産」および「負債」が適切に表せなくなることを理由に、「親会社ないしそ他の関連会社に建物・設備をリースすることを主たる営業とする子会社の諸勘定が連結されるべきこと」²⁾を求めたのである。

このS F A S 13の狙いは、リース会社からリースした物件が資本化リースと認定されるときに、そのリース会社を子会社化しA R S 51を適用することによってこれを連結から除外する道を封じることにあったと思われる。またその背後には、金融業を営む子会社でも重要なものは連結すべきであるとの理解が潜んでいることは明らかである。しかし、当時のアメリカにおいてはG A A Pに対して問題別接近法 (case by case approach ; piecemeal approach) を採用しており、このような問題への全般的理解が欠けていたのである。その結果、負債金融で急成長しようとするとき、与信者との間で結ばれた一定の負債制限条項が障害になる場合には、売掛金等の金銭債権とこれに見合う金銭債務を拠出して金融子会社を設立することが少なくなかった。つまりこの金融子会社が連結されない結果、巨額の負債を連結貸借対照表から除外できることとなるのである。³⁾

(2) 債還請求権付債権譲渡

割賦販売ないし延払い付販売で成立した長期の金銭債権を第三者に譲渡したり、またはファクタリング (factoring) に回すことにより、資金の早期回収を図ることが行われる。その際被譲渡人 (transferee) が譲渡された債権の回収不能リスクを回避するため、譲渡人 (transferor) に対して債還請求権 (recourse) を付す場合が少なくない。このような債還請求権付債権譲渡の会計をめぐっては、永らく譲論が重られてきた。それはまず債権譲渡に伴う損益の計上問題として取り上げられたが、この処理と表裏一体の問題として、譲渡された債権を貸借対照表においてどのように扱うかが問われることとなった。⁴⁾

この問題に対しては見解が別れており、まず還請求権付債権譲渡を譲渡担保借入とみる立場からは、譲渡された金銭債権はそのまま「資産」として貸借対照表に記載し、被譲渡人からの収入は借入金として「負債」に計上される結果、債権譲渡時に損益は認識されない。他方債還請求権は譲渡人にとって偶発債務にすぎないとみる立場からは、このような債権譲渡も通常のものと同様な金銭債権の回取取引と解されるから、「資産」たる金銭債権は消滅し、「負債」も計上されない結果、この金融上の効果と貸借対照表上の扱いは、上記(1)の非連結金融子会社を設

立した場合と変わらぬところとなる。なお後者では、債権譲渡時にその損益が認識される。⁵⁾

最近、これに関してS F A S 77が公表され、次の3条件を満たす償還請求権付債権譲渡に限り、譲渡人はこれを通常の譲渡として処理することが認められ、それ以外の場合には、被譲渡人からの収入を借入金として「負債」に計上することが求められた。

- a 譲渡人が債権に関する採用の経済的効益の支配を放棄すること。
- b 債還請求条項にもとづく譲渡人の債務を合理的に見積りできること。
- c 被譲渡人は債還請求権の行使を除いて譲渡人に対し譲渡債権の買い戻しを請求できないこと。⁶⁾

以上のようにこの問題に関するG A A Pが設定されたことにより、譲渡担保あるいは偶発債務といった法的形式に依存して取引を認識することに代えて、法的にはひとつの契約形態である債還請求権付債権を企業会計が独自の基準により認識する道が開かれたことになる。その結果この手法によるオフ・バランスシート・ファイナンスは、まちがいなく規制されることになる。しかしながら、後述のS F A S 13の例にみられるように、通常の譲渡として扱う3要件を明確にしたことが、かえってその形式を整える形でのオフ・バランスシート・ファイナンスを容易にさせたのではないかと思われる。

(3) 生産物金融契約

一般に、他に販売または預託した生産物を担保として、金融を図ることが行われる場合がある。その財務手法たる生産物金融契約とは、将来における用途や転売については未定のまま生産物にかかる資金回収を目論む発起人(sponsor)たる企業が存在し、これが金融の窓口となる他の企業との間で、次のいずれかひとつの履行を保証する契約を結ぶことである。

- a 他の企業に生産物を販売し、その見返りとしてその生産物
- b 他の企業に対し発起人に代り生産物を購入するよう斡旋し、その見返りとしてその生産物を他の企業から購入することを約定する。
- c 上記aまたはbの約定に従い他の企業が購入した生産物の処分を支配する。

なお発起人が買い戻し等を行う場合には、他の企業における当初の購入価格に買い戻し等までに発生した営業費用および金融費用を加算した金額でこれを行なうか、それが履行できない範囲において第三者への転売価格相当を補償することになる。⁷⁾

この生産物金融契約、とくに前記のbないし cは、それらが単純に譲渡担保の取引と認定されることを避ける目的から考案されたと解される。したがってその会計処理は、上記aについてみれば、次のように行われることが一般的であった。すなわち損益を一括計上するか、

繰り延べて分割計上するかの問題はともかくとして、発起人たる企業は、生産物の販売を売上として認識し、これに伴う他の企業からの収入を現存する債務の返済に充当すると共に買戻し契約を「負債に計上されない債務（commitments）」として注記するとしても勘定に認識することはなかった。つまり譲渡担保借入れと同一の金融効果をあげながら、事実上の借入企業たる発起人の貸借対照表には、「資産」も「負債」も計上されないことになる。⁸⁾また他の企業で発生しているこの取引にかかる営業費用および金融費用も、それらが買戻されるまでは発起人たる企業では計上されない。

この財務手法に対する会計処理に内在する問題点を公的な形で最初に明らかにしたのは、AICPAに設けられたオフ・バランスシート・ファイナンス契約に関する特別研究チームであった。同チームがまとめSOP78-8「生産物金融契約の会計（Accounting for Product Financing Arrangements）」として提案されたものを受け、FASBは、同名のSFA S49を公表し、この問題に関するGAPPを定めた。前記のaについてみれば、発起人たる企業は、生産物金融契約による他の企業からの収入があった時点に、それを「負債」として計上することが求められ、生産物の販売として処理し、貸借対照表の棚卸資産からこれを除去することを禁止した。他方bについてみれば、他の企業が発起人の斡旋を受けて生産物を購入した時点に、発起人たる企業は、これに伴う「資産」と「負債」を計上しなければならないことになった。また他の企業が生産物を保管している間に発生した営業費用および金融費用については、その発生時点で発起人足る企業の費用として一定の計算方法により処理することが求められたのである。⁹⁾

このように生産物金融に関するGAPPが設定されたことにより、逆にこの財務手法をオフ・バランスシートにする条件が明らかに釀成されたのではないかという懸念は、前述の(2)の手法と共通である。

(4) 設備投資金融協定

大規模な設備投資を行い、またそのための金融を賄うにあたり、その設備が提供するサービスの受益者たる企業が、合弁事業（joint ventures）、信託（trusts）、リミテッド・パートナーシップ（limited partnerships）¹⁰⁾などの事業体を便宜的に設けて、これを実行する場合がある。このような形での設備調達方法を総称して、一般に設備投資金融協定（project financing arrangements）¹¹⁾と呼んでいる。

合弁事業方式の典型は、次のようなものである。複数の受益者たる企業が出資し、合弁事業を設立する。この場合合弁参加企業の出資額は合弁事業の設立に必要な最低限度にとどめ、いずれの合弁参加企業の持分も過半数を越えないようにする。設立された合弁事業は、出資額を

差し引いた所有投資額の大半を、合弁参加企業に債務保証を付すことにより融資社カラ借入し、その資金をもって計画された設備を取得することになる。これに適用されるG A A Pである会計原則審議会（Accounting Principles Board –以下APBと略記）のOpinion18「普通株式への投資に対する持分法による会計（The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock）」によれば、合弁参加企業の投資勘定に合弁事業に出資した後に合弁事業で生じた損益に対する持分相当額を配当金の受領に先立って反映することはできるとしても¹²⁾、この合弁事業が所有する設備と負担する借入金とを合弁参加企業の貸借対照表に計上することができないことは周知のとおりである。

これと同様な金融効果を大規模な資本的資産の建設期間にあげる手法として信託がある。受益者たる企業が信託証書に定められた事業に必要な資金を醵出すること、さらに受託者が自己の責任で不足資金を賄い所定の設備の建設にあたり、これを信託財産とする方式である。形式は異なるとしても、受益者たる企業にもたらされる経済的効果において合弁事業方式と相違するところはなく、むしろその実態は完全子会社に近いものといえる。さらに同様な金融手法として、リミテッド・パートナーシップを利用する場合もある。その端的な事例においては、受益者たる企業はいっさい出資を行うことなくジェネラル・パートナーとなり、建設資金の全額を提供する融資社がリミテッド・パートナーとなる。取得された目的資産は、借入金の元利合計にその運営費用を加え金額を対価として、有償で受益者たる企業に提供される。業務上生じる損益については、借入金が返済されるまでは両者で均等に分配または負担し、その後は、設備投資の売却損益も含め9割をジェネラル・パートナーが取るというような契約となっている。そこではジェネラル・パートナーが負っている人的責任に照らし、受益者たる企業がリミテッド・パートナーの借入金の元利弁済を実質的に保証している。したがって上例は、受益者たる企業が直接に融資を受け、自ら目的資産を所有することとその本質に大きな相違は認められない。

上記の合弁事業、信託およびリミテッド・パートナーシップの他に共有持分（undivided interests）¹³⁾を加えて、設備投資のプロジェクトをひとつの企業組織（entity）として独立させることのねらいは、あわよくばそれを単独の会計実体として受益者たる企業の会計から切斷しようとするところにある。またそれが無理であるならば、特定の企業組織を受益者たる企業の会計に反映するにあたり、企業組織における純資産の増減に対する持分割合の変化を受益者たる企業の投資勘定にだけに表現するワン・ライン連結の技法である持分法の適用にとどめようとすることがある。このような形でのオフ・バランスシート財務の乱用に対抗する有力な会計技法は、財務諸表に記載される各項目をそれぞれにライン・バイ・ライン連結することである。この点を承知する証券取引委員会（Securities and Exchange Commission –以下SECと略

記)は、建設期間中の電力設備に関する信託に参加した複数の電力会社に対し、信託の財産と金銭債務を受益者たる各電力会社の貸借対照表にそれぞれの「資産」および「負債」として持分比例連結 (proportionate consolidation)させることを求めたこともある。¹⁴⁾ またA I C P Aも、合弁事業に適用する会計の基礎をいずれに求めるかについて問題提起する中で、全米会計士協会の調査報告を引用しながら持分比例連結の採用を示唆した。¹⁵⁾ しかしそこでも指摘されていたことであるが、持分比例連結の採用が不動産・建設事業、石油・ガス事業および公益事業に限られていたことに鑑み、当時S E Cは、全部連結に代え持分比例連結を他の業界にも一般化することには及び腰であったといわれている。¹⁶⁾ その結果A I C P Aは、持分比例連結の採用を断念し、これまでの全部連結対持分法という選択の枠組みの中でこの問題に対処しようとした。すなわち、直接・間接に支配 (control)が及ぶならば会社以外の組織形態をとる企業も含めることにより、また支配の権能が存在するか否かを過半数持分比率の他にそれぞれの企業組織の実態に即して細かく認定することにより、全部連結の対象となるものを、拡大するようにF A S Bに提案した。¹⁷⁾ このS O P78-9は不動産合弁事業に関する連結会計に領域を絞った問題提起であるが、その根底では、設備投資金融協定が「参加企業の貸借対照表に『資産』および『負債』として計上されるべき所有者持分の取得と将来の金銭支払いが必要となる債務をもたらす」¹⁸⁾ ものであることを明らかにし、そのような実態に応じた会計処理を求めているに他ならない。これに対しF A S Bは設備投資金融協定に一括購入契約や後術する期間割当分支払契約 (throughput contracts) を含めた無条件購買債務 (unconditional purchase obligation)¹⁹⁾ 一般に関する会計問題に応える形で、当時から取り組んできた財務会計の概念フレームワークに関する研究計画²⁰⁾ が一定の成果をあげた段階をまって、その貸借対照表能力に関する結論が出されるべきであり、その間は過渡の方策として金融協定に附帯する無条件購買債務についてその事実と債務額の内容を注記させることにした。²¹⁾

(5) 期間割当分支払契約

石油や天然ガスのパイプラインや船舶などの輸送設備が提供する通運サービス、あるいは通常の製造設備が提供する加工サービスを長期間にわたり確保するひとつの方策として、期間割当分支払契約がある。そこでは上例のような設備がもつ供給能力の一定割合について、受益者たる通運業者や加工業者が長期間にわたり購買することを保証し、園せつびの所有企業に、そこで発生する運営費用と債務関係支出の上記割当分相当の支払を、仮に割当分に相当するサービスの供給がなかったとしてもおこなうことを契約することにより、その設備投資に対する金融の道を開くことである。S F A S 47の例示にもとづき、その内容をもう少し具体的にみてみよう。

化学物質Xの処理を受けるため、A化学工場との間で、その工場の年産能力の80%に相当する年100,000トンを、工場建設に充当した借入金の返済期間20年に渡り処理してもらう契約を結んだ。処理料として支払われる金額は、同工場の運転に伴い生ずる固定費および変動費の合計に借入金の元利支払額を加えた金額について処理割当分相当の80%を賄えるように計算されている。もし毎期の処理料支払額が工場における運転費発生額と債務関係支出額の割当相当分に不足するときには、将来の処理相当分に対する前払いと見做して、その差額の支払いが保証されている。この契約内容に照らせば、受益者たる企業にとって、これは無条件購買債務の一形態と解される。このような未履行契約は、現行のG A A Pにおいては特に定めない限り、貸借対照表上の「資産」、「負債」として処理されることはなく、(4)で扱った要領に従う注記による開示が行われるにすぎない。

これまで代表的なオフ・バランスシート財務手法の概要を紹介してきた。²²⁾ そこでは、企業の目的事業を遂行刷ために、部品や生産設備といった財貨および加工や輸送といった役務が必要とされ、あるいは生産物へ投下した資金や売上債権について早期の回収をはかることが必要とされている。そのために将来のキャッシュ・フローの大きさに照らして、その採否が決定される負債金融を講ずることが求められている。これが実行された時、その事実関係がオフ・バランスシートとされる事例には、次のような特徴を共通して認めることができる。

- ①負債金融の原型では、その関与者が貸し手の融資者(financier)と借り手の受益(beneficiary)だけで構成されていた。これに対しさらにいわゆるダミー企業の設立に参加する持分権者(equity participant)ならびに負債金融を創案し、その段取りを整える斡旋者(underwriter)が加えられ、複雑化している。そこではなぜ関与者を錯綜させるのか、その意図が問われることになる。
- ②財務諸表が示す与信限度を超えて負債金融を展開する傾向が強く、他方財務安全性の指標を用いる信用格付け制度や追加借入れに対する負債制限条項等のこれを制約する財務政策の存在することが、オフ・バランスシートを動機づけている。
- ③負債金融の会計に適用されるG A A Pには、「資産」や「負債」などの基本要素に関する明確な定義が欠如していること、錯綜する企業の利害関係に及ぼす会計的コントロールを制限するため問題別漸進方式に過度に依存しそぎているなどの課題が存じており、それがオフ・バランスシート・ファンナンシングを助長している。さらにインフレ会計に対する取組みがなお不十分であることは、それを正当化する有力な理由となっている。
- ④取引の法律的形式が通常は経済的実質に合致していることに着目し、負債金融がオン・バランスシートとされる惧れが存するときは、ひとつの取引を複数の法律的形式が迂回的に連鎖するように組換えることによって、それを回避している。²³⁾

これまで、オフ・バランスシート・ファイナンシングの諸手法について検討を加えて来たが、それらは問題とするレベルが必ずしも一元的ではなく、それぞれが異なるレベルで会計の資本・負債・資産概念の変更を要するもの（したがって、会計の基本的枠組みの変更・重点移動を示すもの）であることが明らかであろう。²⁴⁾

- 1) AICPA; APB No. 51 "Consolidated Financial Statements," 1959, par. 3.
- 2) FASB; SFAS13, par. 31.
- 3) 当時の状況の一端をAICPA; Accounting Trends and Techniques 197は、次のように示している。連結状況調査サンプル会社総数 600社のうち、①重要な子会社のすべてを連結した会社が428社、②重要な子会社の一部を連結から除外した会社が163社および③連結財務諸表を作成しない会社が9社となっていた。②に該当する会社の除外理由としては、金融機関であるからとするもの149社（クレジット業94社、保険業31社、リース業18社、銀行業6社）、不動産会社であるからとするもの25社、在外会社であるからとするもの33社が挙げられていた。なお除外理由の会社数は、ある子会社が2以上の事業を営む場合に重複計算した延べ数である。
- 4) この問題を取り上げた公的見解は、AICPA; Statement of Position 74-6 "Recognition of Profit on Sales of Receivables with Recourse," 1974 である。このStatement of Positionは、FASB体制に移行して以来、AICPAがGAAPの形成が必要と判断した事項に関しSFASの作成を促し、それに利害を有する人々の関心を惹起するために会計基準部（Accounting Standards Division）の責任で公表する意見具申書である。しかしFASBは他の懸案事項に追われ、この問題を永年にわたり放置せざるを得なかった。
- これに対し、AICPAの会計基準執行委員会（Accounting Standards Executive Committee）が1980年にその事実を指摘した文書を提出し、督促した結果、FASBは、1981年に上記SOP74-6を土台にしたSFAS第1次公開草案Accounting and Reporting by Transferors for Transfers of Receivables with Recourseを公表した。後者は損益計上のみならず貸借対照表上の扱いにも言及すると共に、債権譲渡価格が変動的な場合にも通常の譲渡とするようにしたことおよび連結会計のGAAPに抵触するような誤解を生む規定を排除した点で前者と相違する。
- 5) Dieter, R. and Wyatt, A. R., "Get It Off Balance Sheet," Financial Executive, January 1980, pp. 42-43.
- 6) FASB; SFAS 77 "Reporting by Transferors for Transfers of Receivables with Recourse," 1983, par. 5.
- 7) FASB; SFAS 77 "Reporting by Transferors for Transfers of Receivables with Recourse," 1983, par. 5.

- 8) Dieter, R., and Wyatt, A. R.; *Op. cit.* p. 44.
- 9) FASB; SFAS 49, par. 8.
- 10) リミテッド・パートナーシップとは、業務を執行し、かつ人的責任を負うジェネラル・パートナーと、業務執行に関与せず、利益の配当を受けるが、出資額を越えては損失を負担しないリミテッド・パートナーとからなる企業形態である。わが国の合資会社に近似する。
- 土井 輝生編「アメリカ商事法ハンドブック」1976, p. 343。
- 11) SFAS47は、設備投資金融協定を直截に次のように説明している。「大規模な設備投資のための金融であり、そこでは貸手は、もっぱら返済資金の源泉である設備投資のキャッシュ・フローと収益力に対し、さらに貸付金の担保となる設備投資資産に対し関心を向けている。設備投資を行う実体の一般的の信用力は、この実体が設備投資資産以外の資産を所有せず、またその貸付債権は当該実体の所有者に対する直接的な求償権を備えていない結果、一般に重要な要素とはならない。」
- FASB; SFAS 47, par. 23.
- 12) AICPA; APB Opinion 18 "The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock," 1971, par. 16. ここで直接の適用対象とされているのは、「法人化された合弁事業(corporate joint venture)」に限られている。しかし法人化されていない合弁事業やパートナーシップに対しても、それぞれの組織形態の違いに応じた計算手続の修正を加えるにしても、このG A A Pが適用されるものとされている。
- AICPA; Accounting Interpretations of APB Opinion 18, No. 2 "Investments in Partnerships and Ventures," 1971.
- 13) 共有持分とは「2以上の参加者が共同で財産を保有し、これに対する所有権は各参加者の持分割合に応じて個々に帰属するような所有契約である」。
- AICPA; SOP78-9 "Accounting for Investments in Real Estate Ventures," 1978, par. 01-d.
- 14) Securities and Exchange Commission; Staff Accounting Bulletin No. 28, 1978.
- 15) AICPA; Issues Paper on Joint Venture Accounting, 1979, p. 25.
- 16) Sack, R. J.; "Consolidated Financial Statements and Foreign Currency Translation," in Burton, J. C., Palmer, R. E., and Kay, R. S. (ed.), *Handbook of Accounting and Auditing*, 1981, p. 31-19.
- 17) AICPA; SOP78-9, pars. 05, 07, 09, & 11.
- 18) FASB; SFAS47, par. 1.
- 19) 無条件購買債務とは「固定価格または最低価格で財貨または役務を、一定量または一定額ないし最定量ないし最低額受領した対価として、将来金銭を支払うという債務」である。

FASB;SFAS47, par. 6.

20) SFAS47に関連するものとしては、①諸要素に対する会計認識の規準、②財務諸表に計上される諸要素の測定および③資金フロー、流動性ならびに財務安全性の評価をあげている。

Ibid. par. 2. 財務会計の概念フレームワークに関する研究計画の成果は、1978年以来、「財務会計概念ステイトメント (Statement of Financial Accounting Concepts以下SFACと略記)」として現在5号まで公表されている。私見では上記①～③のうち、現在のところ①と②だけが満足させられた段階にある。

21) 一定の条件を満す場合に例外的に解約できるもので、約定された財貨・役務の供給設備およびそれらの生産費を賄う金融協定の一環として締結され、残存契約期間が1年を超える無条件購買債務については、それが貸借対照表に計上されるものであるか否かに応じ、次のような事項が開示される。

〔計上されない債務〕

- a 債務の性質と期間
- b 貸借対照表日現在における債務の確定額ないし特定化可能額の合計。さらに特定化できるならば今後5会計年度にわたるその期別明細。
- c 債務のうちすべての可変的要因に関する内容。
- d 損益計算書が作成される会計期間毎のこの債務にもとづく購買額。

〔計上される債務〕

- a 貸借対照表に計上された債務の支払額合計。
 - b すべての長期借入金に対する期日弁済額合計と減債基金要求額合計。
 - c 確定日または特定化可能日に確定額または特定化可能額で償還されるすべての株式について、各発行口ごとまたは全体での償還請求額。
- 以上とa～cの貸借対照表日後5会計年度にわたる期別明細。

Ibid. par. 6, 7 & 10.

22) DieterとWyattは、さらに次のような三種の手法を紹介している。

- (1) 立木資源金融 (timber financing) 必要最低限度の出資をもって新会社を設立し、これに成育中の立木資源を譲渡し、金融機関からその売買代金の借入れを行わせる。に借入金の返済期間に渡り、その元利支払いに見合う数量と単価での立木資源の伐採取りを保証するもの。
- (2) 役務提供下請協定(servicing agreement) その典型である加工下請契約についてみれば、加工業者に金融機関からの借入金をもって専用の加工設備を取得させる。その耐用年数または借入金の返済期限にわたり、下請業者に一定の利益を与える形での作業を保証するもの。
- (3) 土地オプション(land option) 不動産ディベロッパーが、土地オプション（頭金の支払い

とその後の未払代金に対する利息の負担を条件に、一定期限内に権利行使するか否か決定できる土地の買収権または転売権）を入手したにすぎない段階で、ただちに大規模な開発事業に着手することがある。この場合開発投資額が資産化されても、選択権の対象となった土地を資産に計上し、これに伴う負債を計上することはない。また開発途上でこのオプションを土地分譲業者等に転売し、開発利益を先取り計上（front-end load）することが一般的である。

上記①は生産物金融契約の変形であり、②は一括引取りまたは実費支払い購入契約に準ずるものに他ならず、③は金融手法の側面より利益操作に重点をおくものである。

Dieter, R. and Wyatt, A.R. ;op.cit., 45～46.

23) 花堂 靖仁 「オフ・バランスシート財務と米国会計制度(1)」『国学院経済学』第3巻第4号を参照されたい。

24) オフ・バランスシート・ファイナンシングが、会計の負債概念の変更を要するということについては、次の論稿を参照されたい。

田中 健二 「オフ・バランスシート・ファイナンシングと負債概念」『企業会計』第39巻第11号。

また、オフ・バランスシート・ファイナンシングの様々な手法については、つきの論稿を参照されたい。

小宮山 賢 『オフ・バランス取引』 金融財政事情研究会 1988年。

日本興業銀行企業金融研究会編 『ニュー・コーポレート・ファイナンス』 日本経済新聞社 1988年

